

《 警報発表時における臨時休館処置について 》

1. 午前7時現在で、大阪府羽曳野市に暴風警報・レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報・レベル3氾濫警報・レベル4氾濫危険警報（以下「警報」という。）が発表されている場合は、休館にします。

2. 午前7時以降に警報が発表された場合は、警報発表時から休館にします。

3. 午前10時までに警報が解除の場合は、午後から開館します。

4. 午前10時時点で、警報が発表されている場合は、終日休館にします。

※子育て支援センターの所在地にレベル3氾濫警戒情報（氾濫警報）が発表された場合にも上記対応とします。

※暴風特別警報・レベル5大雨特別警報・レベル5氾濫特別警報が午前7時時点で発表されている場合は終日休館とします。

※ 警報が発表されていない場合でも、天候等の状況により危険が予想される時や、緊急事態発生時には、臨時休館することがあります。

午前 7時時点発表：休館
午前 7時以降発表：発表時から休館
午前10時時点発表：終日休館
午前10時時点解除：午後から開館

羽曳野市立子育て支援センター

令和8年5月29日適用